

保険年金

ご存知ですか
国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほかに、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給され、国民の暮らしを守ってくれます。

●障害基礎年金
障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある人が、一定の障害の状態になったときに支給されます。年金額は、障害の程度が1級のときに99万100円（平成22年度価格、年額、以下同じ）、それより軽い程度の2級のときが79万2千100円です。また、

障害基礎年金には子（生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1、2級の障害の状態にある子、以下同じ）の加算額があつて、その額は1人について7万5千900円（ただし、2人目までは1人について22万7千900円）です。

●遺族基礎年金
遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった人生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が1人の妻に支給されるときが102万円、1人の子だけに支給されるときが79万2千100円です。また、子が2人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

●年金受給のための条件
障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日など（障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日、以下同じ）のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が保険料を納めた期間または保険料を免除された期間であるという、「保険料の納付要件（3分の2要件）」を満たす必要があります。

年金を受けるためには、初診日など（障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日、以下同じ）のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が保険料を納めた期間または保険料を免除された期間であるという、「保険料の納付要件（3分の2要件）」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金などから老齢年金を受けている期間を除かれます
※厚生年金の加入期間や、第3号被保険者の期間は、「保険料を納めた期間」とされます
また、「3分の2要件」を満たせなくとも、平成28年3月までに65歳未満で初診日などがある場合、初診日

などのある月の前々月までの1年間の全ての期間が保険料を納めた期間または保険料を免除された期間であればよいことになっていきます。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている人または老齢基礎年金の資格期間を満たした人が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要があります。

●厚生年金の加入者は
障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳しくは、広島南年金事務所にお問い合わせください。

「新たな高齢者医療制度のあり方について」地方公聴会が開催されます
後期高齢者医療制度は廃止されることとされており、現在、政府において廃止後の新たな制度について検討が進められています。皆さんのご意見を幅広く反映できるよう、地方公聴会が開催されます。
時 10月2日(土)午後1時～3時半(開場正午)
所 中国新聞ビル中国新聞ホール
申 9月17日(金) (消印有効)までに参加申し込みをしてください。(申込多数の場合は抽選、入場券が必要) ※申込書は住民課で配布しています
問 厚生労働省保険局高齢者医療課 ☎03・5253・1111 ☎03・3595・3506、住民課 ☎820・5604

子ども手当の手続きはお済みですか

現在、中学2、3年生の児童を養育している人、また、中学1年生以下の児童を養育している人で、平成20年分の所得が限度額を上回っていたために児童手当の受給ができなかった人は、4月分から子ども手当が支給されます。新たに手続きが必要です。

場合を除く)
■該当者には、4月に通知しています。
※子ども手当は、申請日の翌月分から支給されます

●子ども手当の現況届の提出はお済みですか
この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き子ども手当を受ける要件があるかどうかを確認するものです。現況届が未提出の場合は6月分以降の手当を現況届が提出されるまで停止されますので、必ず提出してください。(民生課)

■該当者には、6月に通知しています。
問 民生課 ☎820・5635

【お詫びについて】
7月号掲載の「父子家庭にも児童扶養手当が支給されます」の申請期間を次のように訂正しお詫びします。
▽申請期間：8月2日(月)～11月30日(火)午前8時半～午後5時15分(正午～午後1時および土、日曜、祝日は除く)
(民生課)

介護保険のしくみ



地域包括支援センターにおまかせください！(1)
「近ごろおばあちゃんの物忘れが多くなり心配だ」、「ヘルパーさんをお願いしたいが手続きがわからない」、「もしかして虐待では」、「介護保険ってよくわからない」、「ひとり暮らしが不安」、「自分に合った健康づくりをしたい」など、介護保険のことから高齢者の生活上の悩み、心配事の相談窓口として、福祉課内に地域包括支援センターを設置しています。専門職の私たちがご相談に応じ、あなたの「できる」を増やすためのお手伝いをします。



←後列右から三村主任ケアマネジャ、丹生社会福祉主事、水主川保健師、前列右から川畑ケアマネジャ、馬場ケアマネジャ

問 福祉課 ☎820 - 5605

子育て支援センター エンゼル通信

●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
13日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5ヵ月)
17日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
20日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)
24日(火)	10:30	子育てなるほど講座(テーマおでかけ買い物)
27日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
9月6日(月)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児)にこにこベビー(1歳~1歳5ヵ月)リトミック

※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いています。お気軽にお問い合わせください。

●バスタルルーム
地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

●おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)
※午前の行事はいつでも11:30に終了します。

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

- 午後オープンスペース「ほっとるーむ」(月~金曜日13:00~15:30)
- 「うたとおはなしの広場」(毎月第1・3金曜日14:30~15:00)親子で心和むひとときを楽しんでください。
- 「子育てなるほど講座」(毎月第4火曜日10:30~11:30)子育て仲間と集い、出会い、語り、学び合いましょう。
- 相談事業
月~金曜日の13:00~17:00は電話相談、個別相談(要予約)、訪問相談(要予約)をお受けします。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除)：月~金曜日9:30~17:00
(子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00)